

令和6年能登半島地震に伴う私立小中学校の授業料減免について

県では、令和6年能登半島地震により被害を受けられた方々に対して、授業料に関する支援制度を設けています。

制度や申請手続の詳細につきましては、在学している学校の事務室へお問い合わせください。

1 減免の対象者

令和6年能登半島地震による被害を受けた世帯で、次のいずれかに該当する児童生徒

- ①家屋が流失
- ②家屋が全壊又は半壊
- ③家屋が全焼又は半焼
- ④家屋が床上浸水

※り災証明書等の提出は必要ありません。

2 減免の金額

授業料全額

3 減免の期間

令和6年1月分から令和7年3月分までの15ヶ月分

※なお、令和6年3月で在籍する小学校または中学校を卒業する場合は、令和6年1月分から3月分までの3ヶ月分の授業料が対象となります。

4 手続き

「授業料減免申請書」を在籍する私立小学校または中学校に提出してください。

問い合わせ先：金沢学院大学附属中学校事務室 TEL：076-229-8801